

意見書案第4号

日米地位協定の抜本改定を求める意見書

昨年10月、石破茂首相は就任直後、20年前の米軍ヘリコプターが沖縄国際大学構内に墜落炎上した事故を振り返り、日米地位協定の改定に意欲を表明した。

神奈川県においても昨年、米軍関係者による性的暴行事件の発生が伏せられていたことが判明し、また米軍ヘリコプターが突然海老名市内に不時着するなど、自治体にとって最も大切な住民の生命と尊厳を守る仕事がおびやかされかねない実態がある。施設があれば部隊の配備があり、部隊があれば事件や事故が起きる可能性がある。

日米地位協定は従来、特に取決めがない限り在日米軍には我が国の法令が適用されないことを前提として運用されてきたが、この前提があるために、我が国は現在、性的暴行などの刑法犯罪だけでなく、爆音や有機フッ素化合物など住民の生活環境に重大な悪影響を及ぼす米軍の活動についても、容疑者の確保、立入調査、原因究明、有効な規制などの措置を主体的に行うことができていない。これは、住民の生命と尊厳を守る使命を担う自治体にとって、見過ごすことのできない法的状態である。

米軍は世界各地に展開し、個々の接受国との間で地位協定を締結している。それらの国々で、米軍の活動と現地法令との間に矛盾が生じたときは主権国家同士の対等な協議が行われ、当該地位協定の改定がなされてきたが、日米間の地位協定に関しては過去に一度もこうした改定がなされないまま、対等とは言い難い運用が続いている。

よって、逗子市議会は国に対し、日米地位協定を特に次の点において速やかに改定するよう要望する。

- 1 我が国の独立国家としての主権を明確にし、在日米軍の活動について、基地の内外を問わず、我が国の法令が適用されることを原則とすること
- 2 我が国政府・地方自治体に基地管理権があることを明確にし、政府・自治体が必要に応じて基地内に立ち入ることができるようにすること
- 3 我が国の裁判権を確立し、刑事犯罪の被疑者が無原則に米国側に引き渡される等の運用を改めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月20日

逗子市議会